山梨県立フラワーセンターの指定管理者の候補者について

山梨県立フラワーセンターの指定管理者の候補者については、山梨県立フラワーセンター指定管理候補者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年１２月県議会の議決を経た後に行う見込みです。

１公の施設の名称	山梨県立フラワーセンター
２指定の期間	令和９年４月１日～令和１５年３月３１日
３応募団体	株式会社ハイジの村
４指定管理者の候補者	名称：株式会社ハイジの村 住所：山梨県北杜市明野町浅尾２４７１
５候補者の選定理由	（１）選定理由・講評等 候補者（株式会社ハイジの村）の提案は、施設の設置目的や管理運営方針に合致しており、花きの植栽や各種イベントの実施など、年間を通じた利用促進及びサービス向上に向けた取組を評価した。 また、これまでの運営実績に加え、関連施設との連携による情報発信力及び集客力が期待できることから、安定的かつ継続的な施設運営が可能であると評価した。 なお、今後は個人客やリピーターの獲得に向けた戦略的な集客施策の推進や、地域の観光事業者及び関係団体との連携強化を図るとともに、新たな魅力の創出につながる取組を展開することで一層の収益向上を図り、施設のさらなる活性化に努めることを期待したい。 （２）選定基準及び採点結果は別紙のとおり
６指定管理者選定委員会の概要	（１）委員会の構成 会　長：（公財）山梨総合研究所　調査研究部長　佐藤　文昭 委　員：山梨学院大学経営学部経営学科　教授　古屋　亮 委　員：中小企業診断士　藤原　範夫 委　員：浅川尚樹税理士事務所　代表　浅川　尚樹 委　員：山梨県農政部　技監　手塚　順一郎 （２）審査日時 第１回：令和８年４月２３日 概　要　募集要項、審査基準及び審査方法の検討 第２回：令和８年９月１７日 概　要　応募団体ヒアリング、提案内容審査 第３回：令和８年９月２９日 概　要　候補者の選定及び選定結果報告書作成

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者 株式会社ハイジの村
1　施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	１０	７．５０
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	１０	６．００
2　事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	5	３．７５
	地域貢献による事業効果	5	３．００
	市町村との連携による事業効果	5	３．００
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	２０	１４．００
	施設運営の課題に対する事業効果	１０	６．００
3　事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	１０	６．００
	施設の維持管理の効率性	5	３．００
4　県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	３．００
5　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力	１０	７．００
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	１．７５
合　　計			６４．００

※　選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成１１年山梨県条例第５４号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。